

地方独立行政法人長崎市立病院機構役員報酬等規程

平成24年4月1日

規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長崎市立病院機構の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬、退職手当及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については給料、地域手当、通勤手当及び業績手当とし、非常勤の役員については非常勤役員報酬とする。

2 役員が職員（地方独立行政法人長崎市立病院機構職員給与規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第33号。以下「職員給与規程」という。）又は地方独立行政法人長崎市立病院機構非常勤職員給与規程（平成24年地方独立行政法人長崎市立病院機構規程第48号）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）を兼ねる場合は、職員としての給与は支給しない。

3 役員が次の各号に掲げる職を兼務する場合は、それぞれ当該各号に定める額を第3条第1項各号に定める額に加算する。

(1) 院長 200,000円

(2) 副院長 150,000円

(給料)

第3条 常勤の役員のうち医師である者に支給する給料の額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 理事長 月額780,000円

(2) 副理事長 月額702,000円

(3) 理事 月額663,000円

2 常勤の役員のうち前項に掲げる者以外のものに支給する給料の額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事長 月額683,000円
- (2) 副理事長 月額615,000円
- (3) 理事 月額581,000円

(地域手当)

第4条 前条第1項に規定する常勤の役員に支給する地域手当の月額は、同項各号の規定によるその者の給料月額に、100分の15を乗じて得た額とする。

2 前条第2項に規定する常勤の役員に支給する地域手当の月額は、同項各号の規定によるその者の給料月額に、100分の3を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第5条 通勤手当の支給については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(業績手当)

第6条 業績手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)

にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職(任期満了を含む。以下同じ。)し、又は死亡した者についても、同様とする。

2 業績手当の額は、業績手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の187.5を乗じて得た額、12月に支給する場合においては100分の202.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の業績手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の月額及びこれ

に対する地域手当の月額合計額に、その合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

- 4 理事長は、第2項の規定による業績手当の額について、長崎市長が行う業績の評価結果及び常勤の役員としての業務に対する貢献度等（以下「業績評価の結果等」という。）を総合的に勘案し、同項の規定による業績手当の額に100分の20を乗じて得た額の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。
- 5 前項の規定による業績手当の増額又は減額は、業績評価の結果等を受けて、翌年度の業績手当について行うものとする。

（非常勤役員報酬）

第7条 非常勤役員報酬の額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 副理事長 月額100,000円
- (2) 理事及び監事 月額60,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、非常勤役員が特命事項等処理するため定まった勤務を要するときは、常勤役員給料日割り（40%を限度とする）相当の額とすることができる。

（役員の退職手当）

第8条 常勤の役員が退職（任期満了又は死亡の場合を含む。）したときは、退職手当を支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号又は同条第3項の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当を支給しない。

- 2 退職手当の額は、退職又は死亡した日の給料月額に在職期間の月数及び100分の26を乗じて得た額とする。
- 3 在職期間の月数の計算は、常勤の役員となった日の属する月（月の中で就任した場合は翌月）から、退職した日の属する月までの引き続いた在職期間の月数による。

第9条 削除

(旅費)

第10条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるものを除くほか、役員に対する報酬並びに退職手当の支給、口座振替及び控除に関し必要な事項については、職員の例によるものとする。
この場合において、第6条に規定する業績手当は、職員給与規程第25条に規定する期末手当とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(令和7年6月に支給する業績手当に関する特例措置)

2 令和7年6月に支給する業績手当の額は、第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される業績手当の額に、次の各号に掲げる常勤の役員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(1) 理事長 100分の20

(2) 副理事長 100分の15

(3) 理事 100分の10

附 則 (平成26年3月25日規程第16号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年9月11日規程第43号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規程第21号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日規程第6号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 1 8 日規程第 6 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 2 9 日規程第 3 0 号）

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。